

帯広市駐車場管理業務年度協定書（案）

及び帯広市帯広駅北地下駐車場の管理に関わる業務（以下「管理業務」という。）の実施について締結した帯広市駐車場管理業務基本協定書第6条第3項の規定に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定書」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（業務の内容）

第2条 この年度の業務内容及び収支計画は、事業計画書及び収支計画書に定めるとおりであることを確認する。

（納付金の支払）

第3条 令和 年度の納付金は、〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。うち物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額は、〇、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇、〇〇〇円）とする。

2 乙は、甲に納付金を四半期ごとに支払うものとし、その支払期限及び支払金額は次のとおりとする。

期別	支払期限	支払金額
第1・四半期	令和 年 月 日	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
第2・四半期	令和 年 月 日	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
第3・四半期	令和 年 月 日	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
第4・四半期	令和 年 月 日	円 (うち消費税及び地方消費税 円)

3 甲は、乙に対して支払期限の10日前までに、納付金の請求をしなければならない。

4 乙は、前項の適法な請求があったときは、第2項に掲げる期限までに納付金を甲に支払うものとする。

5 乙は、前項の期間内に第2項で定める支払金額を支払わないときは、甲に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（協定に定めのない事項）

第4条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 上 野 庸 介

乙 住所
法人名 又は 団体名
代表者 氏名